

☆\*\*\*\*\*☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ）      DB規約（ ）      DC（ ）  
厚年基金（ ）      会計基準（ ）      その他（○）

【タイトル】厚生年金保険の適用拡大について議論／第4回社会保障審議会  
年金部会

☆\*\*\*\*\*☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

厚生労働省は、2018年9月14日、第4回社会保障審議会年金部会を開催しました。

2019年に実施される公的年金の財政検証（少なくとも5年ごとに実施することとされている財政見通し）は、社会保障改革プログラム法に挙げられた検討事項（※1）に沿って討論を行ったうえで、作業が進められる見通しです。前回（7月30日）（※2）の年金部会では、諸外国の年金制度の動向や、年金額の改定（スライド）ルール、およびマクロ経済スライドについて事務局から説明が行われました。今回は、厚生年金保険の適用拡大について、事務局から説明が行われました。

- ※1
- ・マクロ経済スライドのあり方
  - ・厚生年金保険の適用拡大
  - ・高齢期の就労と年金
  - ・高所得者の年金給付と課税 等

- ※2 2018\_08\_メルマガ 2018.08.02【その他】諸外国の年金制度の動向、年金額の改定ルール等について共有化／第3回年金部会

[http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/magazine/226\\_nenkin\\_magazine\\_20180802.pdf](http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/magazine/226_nenkin_magazine_20180802.pdf)

## 1. 厚生年金保険の適用拡大について

適用拡大に関するこれまでの議論について説明のうえで、適用拡大を考えるにあたっての視点（適用拡大を進めることの意義）として、以下のとおり示されました。

- (1) 被用者にふさわしい保障の実現
- (2) 働き方や雇用の選択を歪めない制度の構築
- (3) 社会保障の機能強化（適切な再分配機能の維持）
- (4) 人生100年時代・一億総活躍社会・働き方改革への対応

現在の厚生年金保険の適用要件は以下のとおりとなっていますが、今回はこのうち①②⑤を中心に、議論が行われました。

- ①労働時間要件：週労働時間20時間以上
- ②賃金要件：月額賃金8.8万円以上
- ③勤務期間1年以上見込み
- ④学生は適用除外
- ⑤企業規模要件：従業員501人以上の企業等  
(500人以下の企業等については、民間企業の場合は労使合意に基づき適用拡大が可能)

事務局からの説明の後、出席委員からは、次のような意見が出されました。

－影響を受ける企業の収益のインパクト等を適切に把握し、検証をしていくことが必要。このような影響について確認をしていくことが前提とはなるが、適用拡大について検討を進めることは重要。まずは500人の企業規模要件を撤廃するということは考える選択肢。(日本経団連)

－中小企業は人手不足が深刻であり人件費が上昇する中、さらに社会保険料が上がることは厳しいという声が上がっている。また、短時間労働者を多数雇用している卸売業、小売業等、一定の業種へは特に大きな影響が出ることが予想される。適用拡大については、メリットがある一方で、事業主には負担もあることを忘れずに、関係者からヒアリングを行うなど、丁寧な議論を行ってほしい。(日本商工会議所)

## 2. 年金財政における経済前提に関する専門委員会について

2019年に行う財政検証における経済前提について、専門委員会では出された意見について、報告がありました。

厚生年金保険の適用拡大については、2019年9月までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を実施することとされています。

併せて、引き続き社会保障改革プログラム法に挙げられた検討事項（※1）に沿って討論を行い、財政検証の作業が進められる見通しです。

\*当日の資料は、以下の厚生労働省HPに掲載されています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212815\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212815_00002.html)

～メルマガのバックナンバーを掲載しています～

<http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/report.htm>

バックナンバーでは、過去の年金NEWS・メルマガに加え、マーケット情報等（Daily市場レポート、臨時市場レポート、第1特約運用状況）をご覧いただくことができます。

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティンググループ

年金NEWS・基金照会窓口

TEL 03-5533-5572

FAX 03-5533-5228

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp